

# 「東北地方太平洋沖地震」により被災された中小企業の皆さまへ 東京都制度融資の拡充についてのお知らせ

東京都では、「東北地方太平洋沖地震」により直接被災された都内全域の中小企業者を対象に、その事業の再建に必要な資金を融資するための「災害復旧資金融資」を以下のとおり実施しています。

## 災害復旧資金融資の概要

対象中小企業者	「東北地方太平洋沖地震」により、「り災証明」(※)を受けた都内全域の中小企業者
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率	年1.5%(融資期間に関わらず)
信用保証料	東京都が全額補助
必要書類	通常の申込書類等のほか、区市町村等が発行する「り災証明」(※)
受付期間	平成23年3月15日より

(※)「り災証明」は、直接被災した事務所、工場等が所在する区市町村等が被災状況の現地確認等を行い、確認した事実に基づき発行するものです。



東京信用保証協会